

地方税法施行令の改正に伴う八王子市国民健康保険条例の一部改正について

1 報告趣旨

令和7年度税制改正により、令和7年(2025年)3月31日に公布された地方税法施行令の改正に伴い、八王子市国民健康保険条例を改正し令和7年(2025年)4月1日に施行する必要性が生じ、令和7年(2025年)3月31日付で地方自治法第179条の規定に基づく市長の専決処分により条例の一部改正を行ったため、報告する。

2 報告内容

(1) 国民健康保険税の限度額の引上げ

国民健康保険税においては、納税義務者間の負担の均衡を考慮し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額のそれぞれに限度額を設けているが、中間所得者層の被保険者の保険税負担に配慮する観点から、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げる。

区分	改正前	改正後
基礎課税額の課税限度額	65万円	<u>66万円</u>
後期高齢者支援金等課税額の課税限度額	24万円	<u>26万円</u>
介護納付金課税額の課税限度額	17万円	
限度額の合計額	106万円	<u>109万円</u>

(2) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

現下の経済情勢等を踏まえた低所得者世帯の負担能力を考慮し、5割及び2割軽減の対象となる所得の基準を地方税法施行令で定める金額に引き上げる。

区分	改正前	改正後
5割軽減	世帯年間所得合計 \leq 43万円+〈(給与所得者等数(※1)-1) \times 10万円〉+ <u>29.5万円</u> \times (被保険者数(※2))	世帯年間所得合計 \leq 43万円+〈(給与所得者等数(※1)-1) \times 10万円〉+ <u>30.5万円</u> \times (被保険者数(※2))
2割軽減	世帯年間所得合計 \leq 43万円+〈(給与所得者等数(※1)-1) \times 10万円〉+ <u>54.5万円</u> \times (被保険者数(※2))	世帯年間所得合計 \leq 43万円+〈(給与所得者等数(※1)-1) \times 10万円〉+ <u>56万円</u> \times (被保険者数(※2))

※1・・・給与所得・年金所得を有している者の人数

※2・・・特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度の被保険者に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、同日後継続して同一の世帯に属する者）を含む。

(3) 市民への周知

広報はちおうじ5月15日号に掲載